

三井水道企業団指定給水装置 工事事業者指定申請必要書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 次の機械器具を必ず記入した「機械器具調書」
 - (イ) 金切りのことその他の管の切断用の機械器具
 - (ロ) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (ハ) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (ニ) 水圧テストポンプ
3. 次のイからへに該当しない者である「誓約書」
 - (イ) 心身の故障により給水装置工事事業者を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
 - (水道法施行規則第 20 条の 2)
精神の機能の障害により給水装置工事事業者を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
 - (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ハ) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (ニ) 指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
 - (ホ) 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (へ) 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者がある
4. 定款及び登記事項証明書（法人の場合）
5. 住民票又は外国人登録証明書の写し（個人の場合）
6. 給水装置工事主任技術者免状の写し、顔写真（カラー・3 cm×3 cm）
7. 指定給水装置工事事業者指定時確認事項及び緊急連絡体制・申請時アンケート
8. 事業所の所在地の位置図（市や町の中で位置がわかる地図と住宅地図での詳細なもの）
9. 指定給水装置工事事業者指定手数料 5,000 円（申請時に支払い）
10. 他の事業体の指定給水装置工事事業者となっている場合、他の事業体の指定給水装置工事事業者証の写し（いずれか 1 事業体で可）